

目 次

○ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）（抄）	1
○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）（附則第十一条関係）	18
○ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第一百十号）（抄）	20
○ （附則第十二条関係）	
○ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）（抄）	21
○ （附則第十三条関係）	

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次 第一章～第七章（略） 第八章 精神障害者支援地域協議会（第五十一条の十一の二） 第九章 雑則（第五十一条の十一の三―第五十一条の十五） 第十章 罰則（第五十二条―第五十七条） 附則 （国及び地方公共団体の義務） 第二条（略）</p> <p>2 国及び地方公共団体は、前項の施策を実施するに当たつては、精神障害者に対する医療はその病状の改善その他精神的健康の保持及び増進を目的として行われるべきものであることを認識するとともに、精神障害者の人権を尊重するほか、精神障害者の退院による地域における生活への移行が促進されるよう十分配慮しなければならぬ。</p> <p>（精神保健指定医） 第十八条 厚生労働大臣は、その申請に基づき、次の各号のいずれにも該当する医師のうち第十九条の四第一項及び第三項に規定する職務を行うのに必要な知識及び技能を有すると認められる者を、精神保健指定医（以下「指定医」という。）に指定する。</p> <p>一・二（略）</p>	<p>目次 第一章～第七章（略） （新設） 第八章 雑則（第五十一条の十一の二―第五十一条の十五） 第九章 罰則（第五十二条―第五十七条） 附則 （国及び地方公共団体の義務） 第二条（略） （新設）</p> <p>（精神保健指定医） 第十八条 厚生労働大臣は、その申請に基づき、次に該当する医師のうち第十九条の四に規定する職務を行うのに必要な知識及び技能を有すると認められる者を、精神保健指定医（以下「指定医」という。）に指定する。</p> <p>一・二（略）</p>

三 厚生労働大臣が定める精神障害につき、厚生労働省令で定める要件を満たす指定医の指導の下に厚生労働大臣が定める程度の診断又は治療に従事した経験を有すること。

四 指定医の指定を受けたことがない者その他厚生労働省令で定める者にあつては、厚生労働大臣の登録を受けた者が厚生労働省令で定めるところにより行う研修（申請前一年以内に行われたものに限る。）の課程を修了していること。

五 第十九条の三第一項又は第二項の規定により指定医の指定を取り消された者にあつては、指定医としての倫理の保持その他の事項に関する研修として厚生労働省令で定めるもの（申請前一年以内に行われたものに限る。）の課程を修了していること。

2 厚生労働大臣は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、指定医の指定をしないことができる。

一 第十九条の三第一項又は第二項の規定により指定医の指定を取り消された後五年を経過していない者

二 第十九条の三第二項の規定による処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第十九条の二の規定による指定医の指定の辞退の申出をした者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して五年を経過しないもの

三 厚生労働大臣が定める精神障害につき厚生労働大臣が定める程度の診断又は治療に従事した経験を有すること。

四 厚生労働大臣の登録を受けた者が厚生労働省令で定めるところにより行う研修（申請前一年以内に行われたものに限る。）の課程を修了していること。

（新設）

2 厚生労働大臣は、前項の規定にかかわらず、第十九条の二第一項又は第二項の規定により指定医の指定を取り消された後五年を経過していない者その他指定医として著しく不相当と認められる者については、前項の指定をしないことができる。

（新設）

（新設）

<p>三 その他指定医として著しく不相当と認められる者</p>	<p>3 (略)</p> <p>(指定後の研修等) 第十九条 (略)</p>	<p>2 指定医の指定は、当該指定を受けた者が、前項に規定する研修を受けなかつたとき、又は当該研修を受けるべき年度の直近の厚生労働省令で定める期間内に指定医としての知識及び技能を要する業務として厚生労働省令で定めるものに従事しなかつたときは、当該研修を受けるべき年度の終了の日にその効力を失う。ただし、当該研修を受けなかつたこと又は当該業務に従事しなかつたことにつき厚生労働省令で定めるやむを得ない理由があると厚生労働大臣が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(指定の辞退) 第十九条の二 指定医は、一月以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。</p> <p>(指定の取消し等) 第十九条の三 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>4 厚生労働大臣は、第二項の規定によりその職務の停止を命じた者に対し、その職務の停止期間中に指定医としての倫理の保持その他の事項に関する研修として厚生労働省令で定めるものを受けなければならない。</p> <p>5 (略)</p>
<p>(新設)</p>	<p>3 (略)</p> <p>(指定後の研修) 第十九条 (略)</p>	<p>2 前条第一項の規定による指定は、当該指定を受けた者が前項に規定する研修を受けなかつたときは、当該研修を受けるべき年度の終了の日にその効力を失う。ただし、当該研修を受けなかつたことにつき厚生労働省令で定めるやむを得ない理由が存すると厚生労働大臣が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(新設) 第十九条の二 (略)</p> <p>(指定の取消し等) 第十九条の三 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>4 (略)</p>

(削る)

(職務)

第十九条の四 (略)

2| 第十八条第一項第三号に規定する指定医は、前項に規定する職務のほか、同号に規定する指導の職務を行う。

3| 指定医は、前二項に規定する職務のほか、公務員として、次に掲げる職務を行う。

一〇八 (略)

4| (略)

(指定医の必置)

第十九条の五 第二十九条第一項、第二十九条の二第一項、第三十条第一項、第三項若しくは第四項又は第三十三条の七第一項若しくは第二項の規定により精神障害者を入院させている精神科病院(精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。第十九条の十を除き、以下同じ。)の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、その精神科病院に常時勤務する指定医(第十九条の三第二項の規定によりその職務を停止されている者を除く。第五十三条第一項を除き、以下同じ。)を置かなければならない。

(政令及び省令への委任)

第十九条の六 この法律に規定するもののほか、指定医の指定に關して必要な事項は政令で、第十八条第一項第四号及び第五号、第十九条第一項並びに第十九条の三第四項の規定による研修に關し

第十九条の三 削除

(職務)

第十九条の四 (略)

(新設)

2| 指定医は、前項に規定する職務のほか、公務員として、次に掲げる職務を行う。

一〇八 (略)

3| (略)

(指定医の必置)

第十九条の五 第二十九条第一項、第二十九条の二第一項、第三十条第一項、第三項若しくは第四項又は第三十三条の七第一項若しくは第二項の規定により精神障害者を入院させている精神科病院(精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。第十九条の十を除き、以下同じ。)の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、その精神科病院に常時勤務する指定医(第十九条の二第二項の規定によりその職務を停止されている者を除く。第五十三条第一項を除き、以下同じ。)を置かなければならない。

(政令及び省令への委任)

第十九条の六 この法律に規定するもののほか、指定医の指定に關して必要な事項は政令で、第十八条第一項第四号及び第十九条第一項の規定による研修に關して必要な事項は厚生労働省令で定め

て必要な事項は厚生労働省令で定める。

第二十一条 (略)

2 6 (略)

7 精神科病院の管理者は、第三項又は第四項後段の規定による措置を採る場合においては、当該任意入院者に対し、当該措置を採る旨及びその理由、第三十八条の四の規定による退院等の請求に関することその他厚生労働省令で定める事項を書面で知らせなければならぬ。

(都道府県知事による入院措置)
第二十九条 (略)

2 (略)

3 都道府県知事は、第一項の規定による入院措置を採る場合においては、当該精神障害者に対し、当該入院措置を採る旨及びその理由、第三十八条の四の規定による退院等の請求に関することその他厚生労働省令で定める事項を書面で知らせなければならぬ。

4 (略)

第二十九条の二 (略)

2 都道府県知事は、前項の入院措置を採つたときは、速やかに、その者につき、前条第一項の規定による入院措置を採るかどうかを決定しなければならない。

る。

第二十一条 (略)

2 6 (略)

7 精神科病院の管理者は、第三項又は第四項後段の規定による措置を採る場合においては、当該任意入院者に対し、当該措置を採る旨、第三十八条の四の規定による退院等の請求に関することその他厚生労働省令で定める事項を書面で知らせなければならぬ。

(都道府県知事による入院措置)
第二十九条 (略)

2 (略)

3 都道府県知事は、第一項の規定による措置を採る場合においては、当該精神障害者に対し、当該入院措置を採る旨、第三十八条の四の規定による退院等の請求に関することその他厚生労働省令で定める事項を書面で知らせなければならぬ。

4 (略)

第二十九条の二 (略)

2 都道府県知事は、前項の措置をとつたときは、すみやかに、その者につき、前条第一項の規定による入院措置をとるかどうかを決定しなければならない。

3 (略)

4 第二十七条第四項及び第五項並びに第二十八条の二の規定は第一項の規定による診察について、前条第三項の規定は第一項の規定による入院措置を採る場合について、同条第四項の規定は第一項の規定により入院する者の入院について準用する。

第二十九条の三 第二十九条第一項に規定する精神科病院又は指定病院の管理者は、第二十九条の二第一項の規定により入院した者(第四十七条の二において「緊急措置入院者」という。)について、都道府県知事から、第二十九条第一項の規定による入院措置を採らない旨の通知を受けたとき、又は第二十九条の二第三項の期間内に第二十九条第一項の規定による入院措置を採る旨の通知がないときは、直ちに、その者を退院させなければならない。

(退院後生活環境相談員の選任等)

第二十九条の五の二 措置入院者を入院させている精神科病院又は指定病院の管理者は、精神保健福祉士その他厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、退院後生活環境相談員を選任し、その者に措置入院者の退院後の生活環境に関し、措置入院者及びその第三十三条第二項に規定する家族等からの相談に応じさせ、及びこれらの者を指導させなければならない。

(医療保護入院)
第三十三条 (略)

2 (略)

3 精神科病院の管理者は、第一項第一号に掲げる者について、その家族等(前項に規定する家族等をいう。以下同じ。)がない場

3 (略)

4 第二十七条第四項及び第五項並びに第二十八条の二の規定は第一項の規定による診察について、前条第三項の規定は第一項の規定による措置を採る場合について、同条第四項の規定は第一項の規定により入院する者の入院について準用する。

第二十九条の三 第二十九条第一項に規定する精神科病院又は指定病院の管理者は、第二十九条の二第一項の規定により入院した者について、都道府県知事から、第二十九条第一項の規定による入院措置を採らない旨の通知を受けたとき、又は第二十九条の二第三項の期間内に第二十九条第一項の規定による入院措置を採る旨の通知がないときは、直ちに、その者を退院させなければならない。

(新設)

(医療保護入院)
第三十三条 (略)

2 (略)

3 精神科病院の管理者は、第一項第一号に掲げる者について、その家族等(前項に規定する家族等をいう。以下同じ。)がない場

合又はその家族等の全員がその意思を表示することができず、若しくは第一項の規定による同意若しくは不同意の意思表示を行わない場合において、その者の居住地（居住地がないか、又は明らかでないときは、その者の現在地。第四十五条第一項を除き、以下同じ。）を管轄する市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）の同意があるときは、本人の同意がなくてもその者を入院させることができる。第三十四条第二項の規定により移送された者について、その者の居住地を管轄する市町村長の同意があるときも、同様とする。

4・5（略）

6 精神科病院の管理者は、第四項後段の規定による入院措置を採つたときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該入院措置に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

7 精神科病院の管理者は、第一項、第三項又は第四項後段の規定による入院措置を採つたときは、十日以内に、その者の症状その他厚生労働省令で定める事項を当該入院について同意をした者の同意書を添え、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならない。

第三十三条の三 精神科病院の管理者は、第三十三条第一項、第三項又は第四項後段の規定による入院措置を採る場合においては、当該精神障害者に対し、当該入院措置を採る旨及びその理由、第三十八条の四の規定による退院等の請求に関することその他厚生労働省令で定める事項を書面で知らせなければならない。ただし、当該入院措置を採つた日から四週間を経過する日までの間であつて、当該精神障害者の症状に照らし、その者の医療及び保護を図る上で支障があると認められる間においては、この限りでない。

合又はその家族等の全員がその意思を表示することができない場合において、その者の居住地（居住地がないか、又は明らかでないときは、その者の現在地。第四十五条第一項を除き、以下同じ。）を管轄する市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）の同意があるときは、本人の同意がなくてもその者を入院させることができる。第三十四条第二項の規定により移送された者について、その者の居住地を管轄する市町村長の同意があるときも、同様とする。

4・5（略）

6 精神科病院の管理者は、第四項後段の規定による措置を採つたときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該措置に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

7 精神科病院の管理者は、第一項、第三項又は第四項後段の規定による措置を採つたときは、十日以内に、その者の症状その他厚生労働省令で定める事項を当該入院について同意をした者の同意書を添え、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならない。

第三十三条の三 精神科病院の管理者は、第三十三条第一項、第三項又は第四項後段の規定による措置を採る場合においては、当該精神障害者に対し、当該入院措置を採る旨、第三十八条の四の規定による退院等の請求に関することその他厚生労働省令で定める事項を書面で知らせなければならない。ただし、当該入院措置を採つた日から四週間を経過する日までの間であつて、当該精神障害者の症状に照らし、その者の医療及び保護を図る上で支障があると認められる間においては、この限りでない。

<p>2 (略)</p> <p>(医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するための措置)</p>	<p>第三十三條の四 第二十九條の五の二の規定は、医療保護入院者を入院させている精神科病院の管理者について準用する。</p>
<p>(応急入院)</p> <p>第三十三條の七 (略)</p>	<p>4 第一項に規定する精神科病院の管理者は、第二項後段の規定による入院措置を採つたときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該入院措置に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。</p>
<p>5 第一項に規定する精神科病院の管理者は、同項又は第二項後段の規定による入院措置を採つたときは、直ちに、当該入院措置を採つた理由その他厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならない。</p>	<p>6・7 (略)</p>
<p>2 (略)</p> <p>(医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するための措置)</p>	<p>第三十三條の四 医療保護入院者を入院させている精神科病院の管理者は、精神保健福祉士その他厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、退院後生活環境相談員を選任し、その者に医療保護入院者の退院後の生活環境に関し、医療保護入院者及びその家族等からの相談に応じさせ、及びこれらの者を指導させなければならない。</p>
<p>(応急入院)</p> <p>第三十三條の七 (略)</p>	<p>4 第一項に規定する精神科病院の管理者は、第二項後段の規定による措置を採つたときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該措置に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。</p>
<p>5 第一項に規定する精神科病院の管理者は、同項又は第二項後段の規定による措置を採つたときは、直ちに、当該措置を採つた理由その他厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならない。</p>	<p>6・7 (略)</p>
<p>第三十三條の八 第十九條の九第二項の規定は前条第六項の規定に</p>	<p>第三十三條の八 第十九條の九第二項の規定は前条第六項の規定に</p>

よる処分をする場合について、第二十九条第三項の規定は精神科病院の管理者が前条第一項又は第二項後段の規定による入院措置を採る場合について準用する。

(医療保護入院等のための移送)

第三十四条 (略)

2 都道府県知事は、前項に規定する精神障害者の家族等がない場合又はその家族等の全員がその意思を表示することができず、若しくは同項の規定による同意若しくは不同意の意思表示を行わない場合において、その者の居住地を管轄する市町村長の同意があるときは、本人の同意がなくてもその者を第三十三条第三項の規定による入院をさせるため第三十三条の七第一項に規定する精神科病院に移送することができる。

3・4 (略)

(入院措置時及び定期の入院の必要性に関する審査)

第三十八条の三 都道府県知事は、第二十九条第一項の規定による入院措置を採つたとき、若しくは第三十三条第七項の規定による届出(同条第一項又は第三項の規定による入院措置に係るものに限る。)があつたとき、又は前条第一項若しくは第二項の規定による報告があつたときは、当該入院措置若しくは届出又は報告に係る入院中の者の症状その他厚生労働省令で定める事項を精神医療審査会に通知し、当該入院中の者についてその入院の必要があるかどうかに関し審査を求めなければならない。

2・6 (略)

(退院等の請求)

第三十八条の四 精神科病院に入院中の者又はその家族等(その家

よる処分をする場合について、第二十九条第三項の規定は精神科病院の管理者が前条第一項又は第二項後段の規定による措置を採る場合について準用する。

(医療保護入院等のための移送)

第三十四条 (略)

2 都道府県知事は、前項に規定する精神障害者の家族等がない場合又はその家族等の全員がその意思を表示することができない場合において、その者の居住地を管轄する市町村長の同意があるときは、本人の同意がなくてもその者を第三十三条第三項の規定による入院をさせるため第三十三条の七第一項に規定する精神科病院に移送することができる。

3・4 (略)

(定期の報告等による審査)

第三十八条の三 都道府県知事は、前条第一項若しくは第二項の規定による報告又は第三十三条第七項の規定による届出(同条第一項又は第三項の規定による措置に係るものに限る。)があつたときは、当該報告又は届出に係る入院中の者の症状その他厚生労働省令で定める事項を精神医療審査会に通知し、当該入院中の者についてその入院の必要があるかどうかに関し審査を求めなければならない。

2・6 (略)

(退院等の請求)

第三十八条の四 精神科病院に入院中の者又はその家族等(その家

族等がない場合又はその家族等の全員がその意思を表示することができない場合にあつてはその者の居住地を管轄する市町村長とし、その家族等の全員が第三十三条第一項又は第三十四条第一項の規定による同意又は不同意の意思表示を行わなかつた場合に於てはその家族等又はその者の居住地を管轄する市町村長とする。は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、その者を退院させ、又は精神科病院の管理者に対し、その者を退院させることを命じ、若しくはその者の処遇の改善のために必要な措置を採ることを命じることが出来る。

(退院等の請求による入院の必要性等に関する審査)

第三十八条の五 (略)

2 5 6 (略)

(改善命令等)

第三十八条の七 (略)

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、第二十一条第三項の規定により入院している者又は医療保護入院者若しくは第三十三条第四項若しくは第三十三条の七第一項若しくは第二項の規定により入院した者について、その指定する二人以上の指定医に診察させ、各指定医の診察の結果がその入院を継続する必要があることに一致しない場合又はこれらの者の入院がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反して行われた場合には、これらの者が入院している精神科病院の管理者に対し、その者を退院させることを命じることが出来る。

3 5 (略)

(相談指導等)

族等がない場合又はその家族等の全員がその意思を表示することができない場合にあつては、その者の居住地を管轄する市町村長は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、当該入院中の者を退院させ、又は精神科病院の管理者に対し、その者を退院させることを命じ、若しくはその者の処遇の改善のために必要な措置を採ることを命じることが出来る。

(退院等の請求による審査)

第三十八条の五 (略)

2 5 6 (略)

(改善命令等)

第三十八条の七 (略)

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、第二十一条第三項の規定により入院している者又は第三十三条第一項、第三項若しくは第四項若しくは第三十三条の七第一項若しくは第二項の規定により入院した者について、その指定する二人以上の指定医に診察させ、各指定医の診察の結果がその入院を継続する必要があることに一致しない場合又はこれらの者の入院がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反して行われた場合には、これらの者が入院している精神科病院の管理者に対し、その者を退院させることを命じることが出来る。

3 5 (略)

(相談指導等)

第四十七条 都道府県、保健所を設置する市又は特別区（以下「都道府県等」という。）は、必要に応じて、第四十八条第一項に規定する精神保健福祉相談員その他の職員又は都道府県知事若しくは保健所を設置する市若しくは特別区の長（以下「都道府県知事等」という。）が指定した医師をして、精神保健及び精神障害者の福祉に関し、精神障害者及びその家族等その他の関係者からの相談に応じさせ、及びこれらの者を指導させなければならない。

255 (略)

（措置入院者等に対する退院後支援計画に基づく相談指導）

第四十七条の二 第二十九条第一項又は第二十九条の二第一項の規定による入院措置を採った都道府県知事の管轄する都道府県（以下この条において「措置都道府県」という。）は、措置入院者又は緊急措置入院者（第二十九条の二第三項の期間内に第二十九条第一項の規定による入院措置が採られた者を除く。次項において「措置入院者等」という。）が退院後にその社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な医療その他の援助を適切かつ円滑に受けることができるよう、措置入院者等の退院後の医療その他の援助の内容、当該医療その他の援助を行う期間その他厚生労働省令で定める事項を記載した計画（以下この条及び第五十一条の二の二第二項第二号において「退院後支援計画」という。）を作成しなければならぬ。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める都道府県等（以下この条において「関係都道府県等」という。）と共同して作成するものとする。

- 一 当該措置入院者等の退院後の居住地が措置都道府県内の保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合 当該市又は特別区

第四十七条 都道府県、保健所を設置する市又は特別区（以下「都道府県等」という。）は、必要に応じて、次条第一項に規定する精神保健福祉相談員その他の職員又は都道府県知事若しくは保健所を設置する市若しくは特別区の長（以下「都道府県知事等」という。）が指定した医師をして、精神保健及び精神障害者の福祉に関し、精神障害者及びその家族等その他の関係者からの相談に応じさせ、及びこれらの者を指導させなければならない。

255 (略)

（新設）

二 当該措置入院者等の退院後の居住地が措置都道府県以外の都道府県（以下この号において「他の都道府県」という。）の区域にある場合 当該他の都道府県（当該居住地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合にあつては、当該市又は特別区）

2 退院後支援計画は、措置入院者についてはその入院中に、緊急措置入院者についてはその退院後速やかに作成しなければならない。ただし、措置入院者について、その入院期間が短い場合その他厚生労働省令で定めるやむを得ない理由がある場合については、その退院後速やかに作成するものとする。

3 措置都道府県及び関係都道府県等は、第一項の規定により退院後支援計画を作成しようとするときは、厚生労働省令で定める場合を除き、退院後支援計画の内容について、第五十一条の十一の二第一項の精神障害者支援地域協議会における協議をしなければならない。

4 措置都道府県及び関係都道府県等は、第一項の規定により退院後支援計画を作成したときは、当該退院後支援計画に係る措置入院者等（以下この条及び第五十一条の十一の二において「支援対象者」という。）に対し、これを交付するとともに、前項の規定による協議をした者に対し、その内容を通知しなければならない。

5 第一項の規定により退院後支援計画を作成した措置都道府県（同項ただし書各号に掲げる場合にあつては、関係都道府県等。次項において「計画作成都道府県等」という。）は、次条第一項に規定する精神保健福祉相談員その他の職員又は当該退院後支援計画に係る都道府県知事等が指定した医師をして、当該退院後支援計画に基づき、精神保健及び精神障害者の福祉に関し、支援対象

者及びその家族等その他の関係者からの相談に応じさせ、及びこれらの者を指導させなければならない。

6 計画作成都道府県等は、その退院後支援計画に記載した医療その他の援助を行う期間中に支援対象者が居住地を移したことを把握したときは、新居住地を管轄する都道府県（当該新居住地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合にあつては、当該市又は特別区）に対し、当該支援対象者に係る退院後支援計画の内容その他前項の規定による相談指導を行うために必要な事項を通知しなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。

一 新居住地が当該計画作成都道府県等（保健所を設置する市及び特別区を除く。）内の保健所を設置する市及び特別区の区域以外の区域にある場合

二 新居住地が当該計画作成都道府県等（保健所を設置する市又は特別区に限る。）の区域にある場合

7 都道府県（新居住地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合にあつては、当該市又は特別区）は、前項（次項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けたとき、又は退院した措置入院者等が当該都道府県の区域に居住地を有することを把握したときは、速やかに、当該退院した措置入院者等（厚生労働省令で定める者に限る。）の退院後支援計画を作成しなければならない。ただし、当該都道府県が第一項の規定により既にその者の退院後支援計画を作成している場合は、この限りでない。

8 第三項から第六項までの規定は、前項の規定により退院後支援計画を作成する都道府県等に準用する。この場合において、第三

項及び第四項中「第一項の規定」とあるのは、「第七項の規定」と読み替えるものとする。

9 第一項又は第七項の規定により退院後支援計画を作成した都道府県等は、当該都道府県等が行った第五項（前項において準用する場合を含む。）の規定による相談指導の内容その他支援対象者に関する情報について、前項において準用する第五項の規定による相談指導を行うとする他の都道府県等からの求めに応じ、当該相談指導に関する事務又は業務の遂行に必要な限度において、当該他の都道府県等に対し、これを提供することができる。ただし、当該情報を提供することによつて、当該情報に係る支援対象者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

第八章 精神障害者支援地域協議会

第五十一条の十一の二 都道府県等は、精神障害者に対する適切な医療その他の援助を行い、精神障害者の退院による地域における生活への移行の促進等を図るため、関係行政機関、診療に関する学識経験者の団体、障害者の自立及び社会参加の支援等に関する活動を行う民間の団体その他の関係団体並びに精神障害者の医療又は福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係行政機関等」という。）により構成される精神障害者支援地域協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織するものとする。

2 協議会は、次に掲げる事務を行うものとする。

一 精神障害者の適切な医療その他の援助を行うために必要な体制に関して協議すること。

（新設）

（新設）

二 退院後支援計画について、作成に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うこと。

3 協議会は、前項第二号の協議又は連絡調整を行う場合には、関係行政機関等のうち支援対象者の退院後の医療その他の援助の関係者をもつて構成する合議体で当該協議又は連絡調整を行うものとする。

4 都道府県知事等は、協議会を構成する関係行政機関等のうちから、一に限り精神障害者支援調整機関を指定する。

5 精神障害者支援調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、支援対象者に対する医療その他の援助が適切に行われるよう、厚生労働省令で定めるところにより、支援対象者に対する医療その他の援助の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、支援対象者の退院後の医療その他の援助の関係者との連絡調整を行うものとする。

6 協議会は、第二項に規定する事務を行うため必要があると認めるときは、関係行政機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

7 関係行政機関等は、前項の規定に基づき、協議会から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあつた場合には、これに協力するように努めなければならない。

8 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

9 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要

な事項は、協議会が定める。

第九章 雑則

第五十一条の十一の三・第五十一条の十一の四 (略)

(事務の区分)

第五十一条の十三 この法律（第一章から第三章まで、第十九条の三第五項、第十九条の七、第十九条の八、第十九条の九第一項、同条第二項（第三十三条の八において準用する場合を含む。）、第十九条の十一、第二十九条の七、第三十条第一項及び第三十一条、第三十三条の七第一項及び第六項、第六章、前章並びに第五十一条の十一の四第二項を除く。）の規定により都道府県が処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とする。

2 この法律（第六章第二節及び前章を除く。）の規定により保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務（保健所長に係るものに限る。）は、第一号法定受託事務とする。

3 (略)

第十章 罰則

第五十三条の二 第五十一条の六又は第五十一条の十一の二第八項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

別表（第十九条の六の四関係）

科目	教授する者
	第十八条 第一項第
	第十九条 第一項に

第八章 雑則

第五十一条の十一の二・第五十一条の十一の三 (略)

(事務の区分)

第五十一条の十三 この法律（第一章から第三章まで、第十九条の二第四項、第十九条の七、第十九条の八、第十九条の九第一項、同条第二項（第三十三条の八において準用する場合を含む。）、第十九条の十一、第二十九条の七、第三十条第一項及び第三十一条、第三十三条の七第一項及び第六項、第六章並びに第五十一条の十一の三第二項を除く。）の規定により都道府県が処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とする。

2 この法律（第六章第二節を除く。）の規定により保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務（保健所長に係るものに限る。）は、第一号法定受託事務とする。

3 (略)

第九章 罰則

第五十三条の二 第五十一条の六の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

別表（第十九条の六の四関係）

科目	教授する者
	第十八条 第一項第
	第十九条 第一項に

備考 第一欄に掲げる精神障害者の医療に関する事例研究は、最新の事例を用いて教授すること。また、少数の第十八条第一項第四号又は第十九条第一項に規定する研修を受ける者により構成される集団を単位として事例研究を行う時間を確保すること。	(略)		
	(略)		
	(略)	四号に規定する研修の課程の時間数	規定する研修の課程の時間数
	(略)		

備考 第一欄に掲げる精神障害者の医療に関する事例研究は、最新の事例を用いて教授すること。	(略)		
	(略)		
	(略)	四号に規定する研修の課程の時間数	規定する研修の課程の時間数
	(略)		

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>	<p>別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>	<p>法律</p>	<p>法律</p>
<p>（略） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）</p>	<p>（略） この法律（第一章から第三章まで、第十九条の三第五項、第十九条の七、第十九条の八、第十九条の九第一項、同条第二項（第三十三条の八において準用する場合を含む。）、第十九条の十一、第二十九条の七、第三十条第一項及び第三十一条、第三十三条の七第一項及び第六項、第六章、第八章並びに第五十一条の十一の四第二項を除く。）の規定により都道府県が処理することとされている事務</p>	<p>（略） この法律（第一章から第三章まで、第十九条の三第五項、第十九条の七、第十九条の八、第十九条の九第一項、同条第二項（第三十三条の八において準用する場合を含む。）、第十九条の十一、第二十九条の七、第三十条第一項及び第三十一条、第三十三条の七第一項及び第六項、第六章、第八章並びに第五十一条の十一の四第二項を除く。）の規定により都道府県が処理することとされている事務</p>	<p>（略） この法律（第一章から第三章まで、第十九条の二第四項、第十九条の七、第十九条の八、第十九条の九第一項、同条第二項（第三十三条の八において準用する場合を含む。）、第十九条の十一、第二十九条の七、第三十条第一項及び第三十一条、第三十三条の七第一項及び第六項、第六章並びに第五十一条の三第二項を除く。）の規定により都道府県が処理することとされている事務</p>
<p>二 この法律（第六章第二節及び第八章を除く。）の規定により保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務（保健所長に係るものに限る。）</p>	<p>二 この法律（第六章第二節を除く。）の規定により保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務（保健所長に係るものに限る。）</p>		

(略)	
(略)	三 第三十三条第三項及び第三十四条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務

(略)	
(略)	三 第三十三条第三項及び第三十四条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務

○ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）（抄）
 （附則第十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（指定入院医療機関の管理者による申立て） 第四十九条 指定入院医療機関の管理者は、当該指定入院医療機関に勤務する精神保健指定医（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第十九条の三第二項の規定によりその職務を停止されている者を除く。第百十七条第二項を除き、以下同じ。）による診察の結果、第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定により入院している者について、第三十七条第二項に規定する事項を考慮し、対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するために入院を継続させてこの法律による医療を行う必要があると認めることができなくなった場合は、保護観察所の長の意見を付して、直ちに、地方裁判所に対し、退院の許可の申立てをしなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（指定入院医療機関の管理者による申立て） 第四十九条 指定入院医療機関の管理者は、当該指定入院医療機関に勤務する精神保健指定医（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第十九条の二第二項の規定によりその職務を停止されている者を除く。第百十七条第二項を除き、以下同じ。）による診察の結果、第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定により入院している者について、第三十七条第二項に規定する事項を考慮し、対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するために入院を継続させてこの法律による医療を行う必要があると認めることができなくなった場合は、保護観察所の長の意見を付して、直ちに、地方裁判所に対し、退院の許可の申立てをしなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p>

○ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）（抄）（附則第十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（通報等を受けた場合の措置） 第九条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 市町村長は、第七条第一項の規定による通報又は第一項に規定する届出があつた場合には、当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援が図られるよう、適切に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第五十一条の三又は知的障害者福祉法第二十八条の規定により審判の請求をするものとする。</p> <p>（財産上の不当取引による被害の防止等） 第四十三条（略）</p> <p>2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある障害者について、適切に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十一条の三又は知的障害者福祉法第二十八条の規定により審判の請求をするものとする。</p>	<p>（通報等を受けた場合の措置） 第九条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 市町村長は、第七条第一項の規定による通報又は第一項に規定する届出があつた場合には、当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援が図られるよう、適切に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第五十一条の二又は知的障害者福祉法第二十八条の規定により審判の請求をするものとする。</p> <p>（財産上の不当取引による被害の防止等） 第四十三条（略）</p> <p>2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある障害者について、適切に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十一条の二又は知的障害者福祉法第二十八条の規定により審判の請求をするものとする。</p>